

包括的合意に基づく国保保険者間の調整

【同一県内の国保保険者間の異動の例】

山梨県



- ◎ 請求権の委任 : 連合会が医療機関等に代わり、正しい資格情報により保険者へ診療報酬を再請求するにあたり、医療機関等から連合会に診療報酬の請求行為の委任をしていただく必要があります。(民法第643条関連)
- ◎ 代理権の付与 : 医療機関等から連合会に請求行為のみを委任された場合、連合会と新保険者との間で債権債務の関係が生じることから、診療報酬の請求・支払についても代理権限を連合会に付与していただき、診療報酬請求書の名義は医療機関等のままとします。(民法第99条関連)

- ① 甲府市は、甲斐市に転出した対象被保険者の情報(記号・番号)提供を依頼し、振替調整を行う同意を得る。
- ② 対象被保険者が、甲府市(振替元保険者)から甲斐市(振替先保険者)に転出していることから、甲府市と甲斐市の間において保険者間調整を行う旨の連絡を行う。
- ③ 甲府市は、国保総合システムで過誤申出を行う。
- ④ 山梨県連合会は、審査決定した当該月分の診療報酬と併せて甲斐市に調整対象医療費を請求する。
- ⑤ 山梨県連合会は、審査決定した当該月分の診療報酬と併せて甲斐市から支払われた調整対象医療費を甲府市国保に支払う。
- ⑥ 山梨県連合会は、振替調整の結果を山梨医療機関等へ通知する。